様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年　6月21日

船　橋　市　長　あて

船橋市
収受
'06.6.28
廃棄物指導課

提出者
住　所 千葉県船橋市高根台2丁目11-1

氏　名 医療法人徳洲会　千葉徳洲会病院
院長　池田 佳広

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-466-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人徳洲会　千葉徳洲会病院
事業場の所在地	千葉県船橋市高根台2丁目11-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：医療・福祉　中分類：医療業　小分類：病院
②事業の規模	病床数：447床
③従業員数	755名（医療従事者553名、非医療従事者202名）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

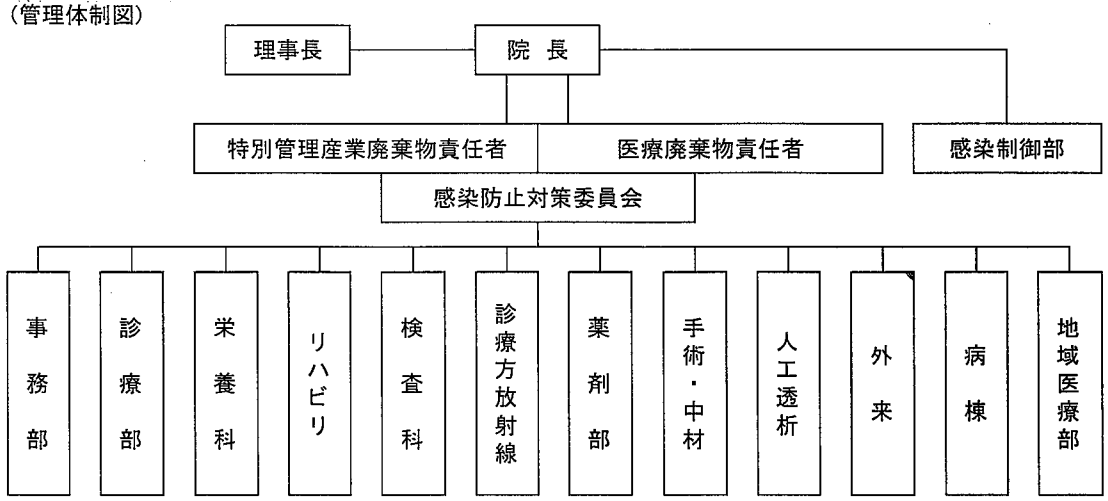

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（　5　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油(引火性)
	排　出　量	160.33 t	0.35 t
	（これまでに実施した取組） ・医療感染防止の観点から、ディスポ製の導入推進している為適正使用および適正使用指導する。 ・職員研修(特に新人研修)に廃棄物教育を盛り込み、意識の向上と啓蒙を図る。 ・感染制御部により週1回の院内ラウンドを実施し、全職員(常駐委託職員含む)に対して、医療安全(感染防止)・職員研修・廃棄物管理等の教育や実施チェックを図る。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油(引火性)
	排　出　量	160 t	0.3 t
	（今後実施する予定の取組） ・医療行為優先のため、排出規制は特に行ってないが、各物品の適正な使用方法等により増加を防ぐ。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃棄物毎の容器の形状・色を変えてる為、分別出来ている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・表示の徹底及び廃棄物毎の容器の形状・色を変えて、混入の防止に努めている。

（第３面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（　　5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・医療行為優先のため、特に再生利用は考慮していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・計画なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（　　5　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・計画なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（　　5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・計画なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（　　5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性）
	全処理委託量	160.33 t	0.35 t
	優良認定処理業者への処理委託量	160.33 t	0.35 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし。		

<table>
<tr><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td>引火性廃油</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>160 t</td><td>0.3 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>160 t</td><td>0.3 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
産業情報ネット等の情報を参考に、委託基準を遵守できる産業処理業者を選定して、定期的に処理状況の現地確認を行っている。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（　　5　年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>160.68 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）
・電子マニフェストを使用している（JWNET）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

8F	緩和病棟
7F～4F	病棟
3F	ICU･手術室
	日帰り手術センター
2F	血液浄化センター
	健康管理センター
	検査室
	外来
1F	外来
	救急外来
	放射線科
B1F	解剖室
	栄養科

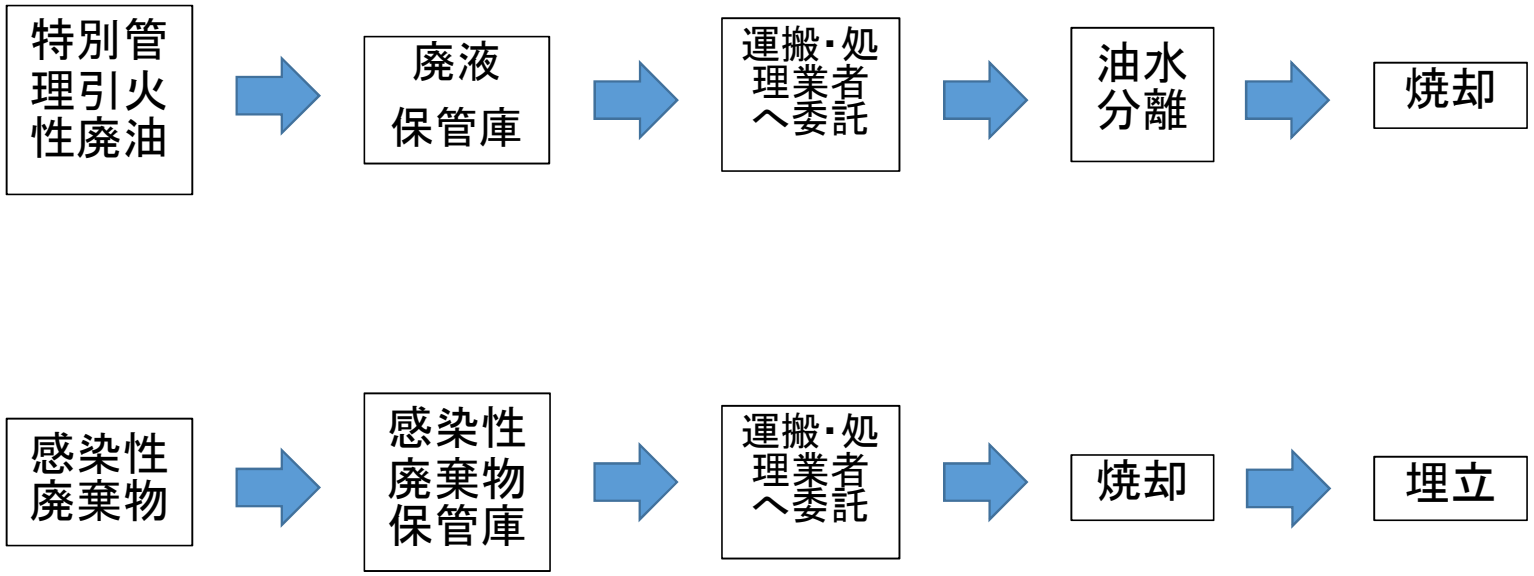

様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2024年 6月 21日

船橋市長　あて

船橋市 収受 '06.6.28 廃棄物指導課

提出者
住 所　千葉県船橋市高根台2丁目11-1
氏 名　医療法人徳洲会　千葉徳洲会病院
院長　池田　佳広
電話番号　047-466-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	医療法人徳洲会　千葉徳洲会病院
事業場の所在地	千葉県船橋市高根台2丁目11-1
事業の種類	大分類:医療・福祉　中分類:医療業　小分類:病院
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値	

項目	目標値	項目	目標値
排出量	155.64t	全処理委託量	155.64t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	155.64t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	0t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	前々年度　156.18t 前年度　160.68t
（電子情報処理組織の使用に関して実施した取組）	

※事務処理欄	

（日本産業規格　A列4番）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　全体　）

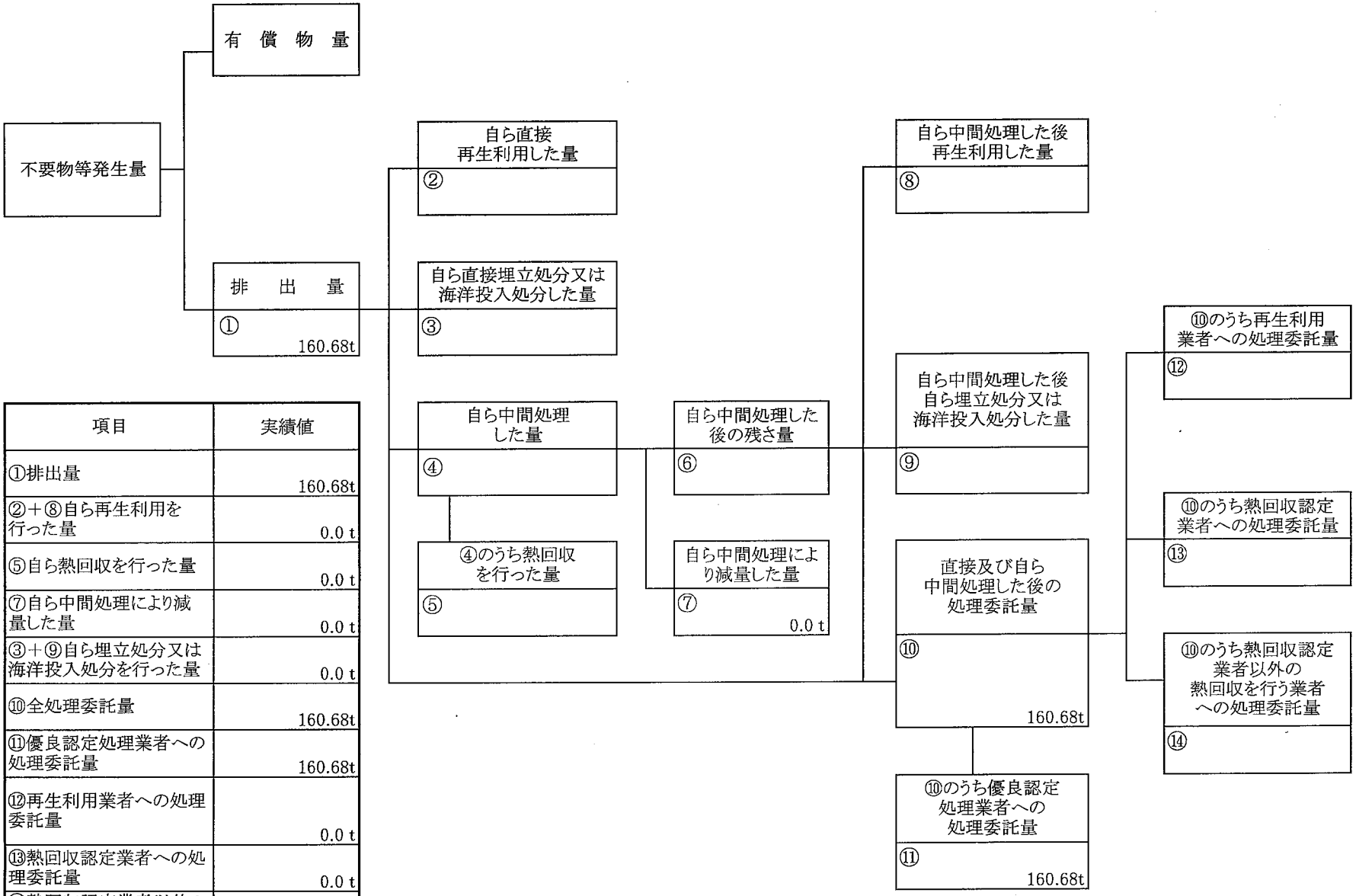

項目	実績値
①排出量	160.68t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	160.68t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	160.68t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類:　感染性廃棄物　）

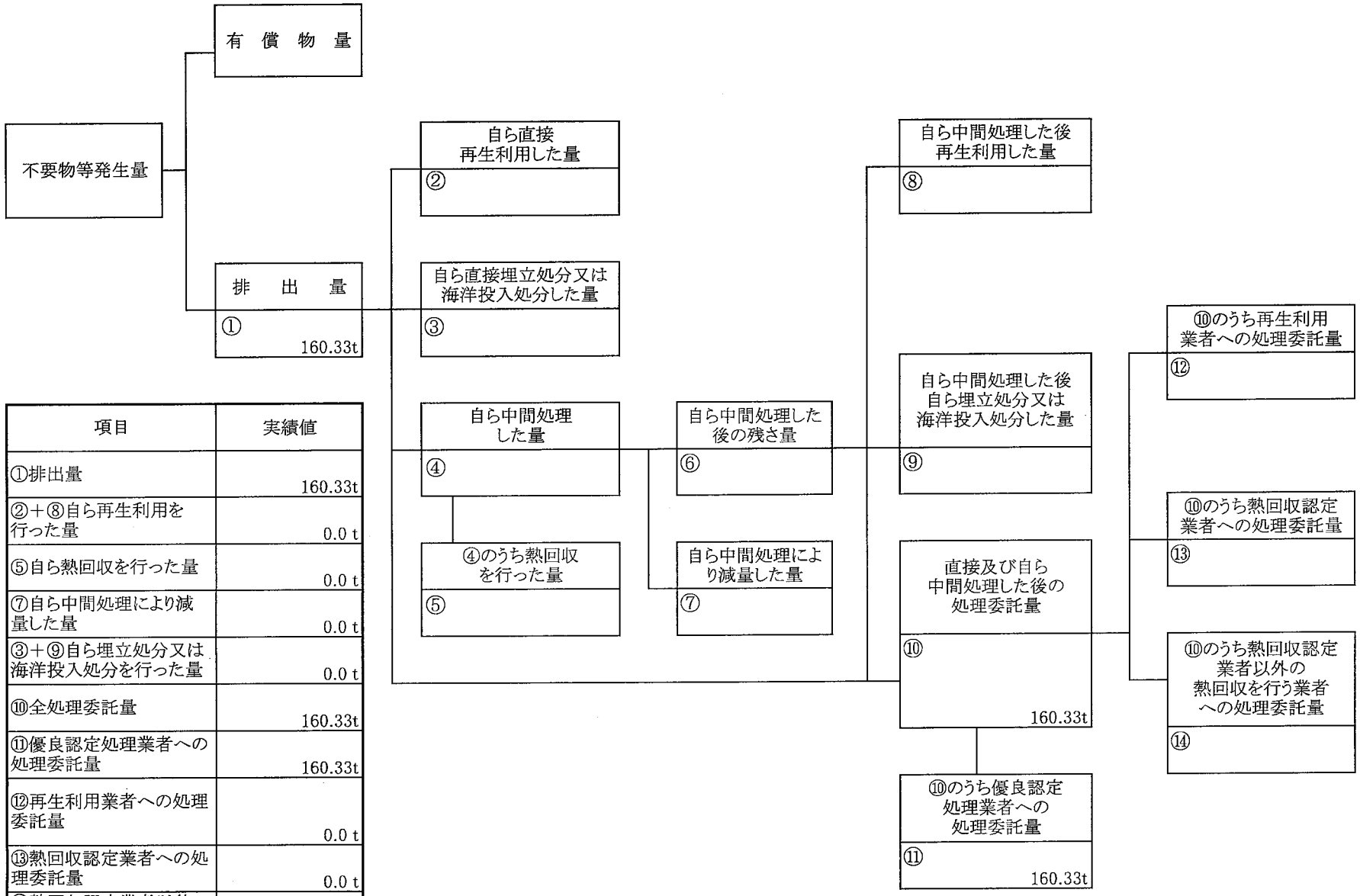

項目	実績値
①排出量	160.33t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	160.33t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	160.33t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

計画の実施状況

（特別管理産業廃棄物の種類：　廃油（引火性）　）

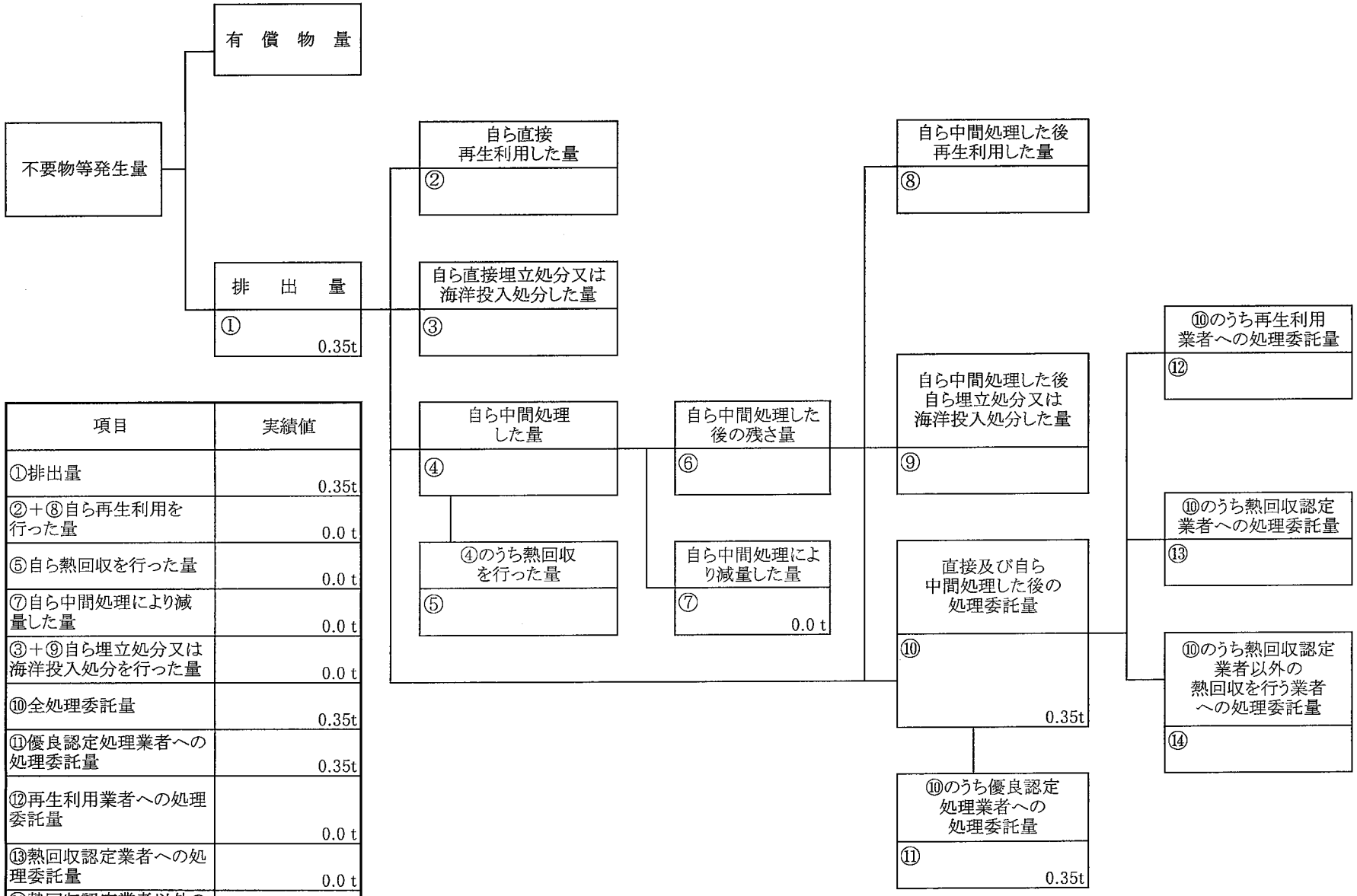

項目	実績値
①排出量	0.35t
②＋⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.35t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.35t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

（第2面）

備考

1　翌年度の6月30日までに提出すること。

2　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3　「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4　第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1)　①欄　当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2)　②欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3)　③欄　(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4)　④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5)　⑤欄　(4)の量のうち、熱回収を行った量

(6)　⑥欄　自ら中間処理をした後の量

(7)　⑦欄　(4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8)　⑧欄　(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9)　⑨欄　(6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10)　⑩欄　中間処理及び最終処分を委託した量

(11)　⑪欄　(10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量

(12)　⑫欄　(10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13)　⑬欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量

(14)　⑭欄　(10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5　第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6　特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面をを添付すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　※欄は記入しないこと。